

竹富町内における各種教育および研究機関等誘致可能性調査 業務委託仕様書

1. 業務名

竹富町内における各種教育および研究機関等誘致可能性調査業務

2. 業務の目的

本業務は、竹富町総合計画第10次基本計画に基づき、特に人口減少が顕著な地域において、中等教育および高等教育機能、各種研究機関(国内外からの生徒誘致を含む)を導入することの実現可能性を調査・検討することを目的とする。特に、教育機能の導入を通じた若年人口の流出抑制および流入促進、地域コミュニティの維持・活性化、持続可能な地域づくりの実現に資する施策の具体化を図る。

3. 業務の背景

- (1) 本町の一部地域においては人口減少が進行しており、特に若年層の流出が顕著である。
- (2) 中等および高等教育進学に伴う島外流出が、将来的な定住人口減少の大きな要因となっている。
- (3) 町としては、転出抑制及び転入促進による人口維持が最重要課題となっている。
- (4) 各種教育および研究機関等機能整備は、移住促進・関係人口創出の観点からも有効な施策と考えられる。

4. 業務の基本方針

本業務は以下の視点に基づき実施すること。

- (1) 人口対策(転出抑制・転入促進)との整合性
- (2) 地域特性(離島性・自然環境・文化等)を活かした教育モデル
- (3) 持続可能性(財政・人材・運営)の確保
- (4) 国内外からの高等学校機能・生徒誘致の可能性
- (5) 地域住民との合意形成

5. 業務内容

- (1) 現状分析
 - ① 人口動態分析(特に若年層)
 - ② 教育環境の現状整理
 - ③ 誘致予定地域資源(自然・文化・産業)の整理
 - ④ 住居、交通、通信等の生活インフラ状況
 - ⑤ 進学・就職状況の把握

(2) ニーズおよび需要供給調査

- ① 地域住民(保護者・児童・生徒)への意向調査
- ② 国内教育ニーズ調査
- ③ 海外教育ニーズ(インターナショナルスクール等)調査
- ④ 教育移住に関する需要分析
- ⑤ 地域の教育機関受入れ・協働ニーズ調査
- ⑥ 地域企業等の卒業生受入れニーズ調査

(3) 先進事例調査

- ① 国内の離島・過疎地域における中等および高等教育誘致事例
- ② 国際教育(ボーディングスクール等)事例
- ③ 通信制・連携型高校の活用事例

(4) 導入モデルの検討 ※以下の複数案を比較検討すること。

- ① 小規模分校モデル
- ② 通信制教育連携モデル
- ③ 公設民営型高校モデル
- ④ インターナショナルスクールモデル

(検討項目)

- ① 制度・法的整理
- ② 運営主体
- ③ 必要施設(校舎・寮等)
- ④ 教職員確保
- ⑤ 生徒募集戦略

(5) 事業性・採算性分析

- ① 初期投資費用(施設整備等)
- ② 運営費
- ③ 収支シミュレーション
- ④ 財源(補助金・民間資金等)

(6) 受入環境整備の検討

- ① 住居(寮・住宅)
- ② 医療・福祉

- ③交通アクセス
- ④生活支援体制

(7) 地域合意形成支援

- ①説明会の企画・運営支援
- ②ワークショップの実施
- ③意見整理

(8) 実施スケジュール案の作成

- ①短期(1～2年)
- ②中期(3～5年)
- ③長期(5年以上)

(9) 総合評価及び提言

- ①実現可能性の評価
- ②最適モデルの提示
- ③導入に向けた課題整理
- ④政策提言

(10) その他、業務実施にあたり竹富町と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

6. 成果品

- (1) 調査報告書(製本版及び電子データ)
- (2) 概要版資料(説明用)
- (3) プレゼンテーション資料
- (4) 各種調査データ一式

7. 履行期間

契約締結日から令和9年2月19日まで(想定)

8. 成果目標

- (1) 各種教育および研究機関等誘致の実現可能性の明確化
- (2) 最適な導入モデルの提示
- (3) 概算事業費及び運営スキームの確立
- (4) 町としての意思決定に資する資料作成

9. 経費(参考規模)

本業務の委託料は、1,500 万円(消費税込)以内程度を想定する。

10. 実施体制

- (1)管理技術者の配置
- (2)教育分野・地域政策分野の専門人材の配置
- (3)海外教育に関する知見を有する者の関与が望ましい

11. 打合せ及び報告

- (1)定期打合せ(月 1 回程度)
- (2)中間報告
- (3)最終報告会

12. 留意事項

- (1)地域特性及び自然・文化への配慮
- (2)地域住民意向の十分な反映
- (3)現実的かつ実行可能な提案とすること
- (4)関係法令の遵守
- (5)本業務の着手は、離島活性化補助金の交付決定および本事業に係る予算が議会で議決された後に締結される契約後とし、契約締結前に行われた一切の業務は本事業の対象外とする。

13. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。